

# 廃棄物とは？

廃棄物は、事業活動に伴って生じる「事業ごみ」と家庭の日常生活で生じる「家庭ごみ」に区分されます。その中でも事業ごみは、「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に区分されます。



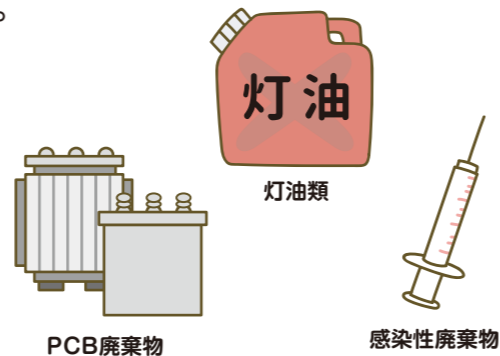
## ●特に注意が必要な廃棄物

廃棄物処理法では、一般廃棄物、産業廃棄物のうち「**爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する**」ものを、それぞれ特別管理一般廃棄物、特別管理産業廃棄物と定めています。

これらには通常の廃棄物よりも厳しい処理基準が適用され、処理を委託する場合は、特別管理産業廃棄物の許可を受けた業者へ委託しなければなりません。

### 特別管理産業廃棄物 (例)

- ①「揮発油類」「灯油類」「軽油類」に当てはまる燃焼性の廃油
- ②pH2.0以下の酸性廃液やpH12.5以上のアルカリ性廃液
- ③医療機関等から生じる感染性産業廃棄物
- ④PCB廃棄物や廃水銀、廃石綿等のほか、有害金属などを含む特定有害産業廃棄物



# 産業廃棄物の種類

種類	具体例
① 燃え殻	焼却灰、活性炭、石炭がら、煙道等に付着したすす
② 汚泥	工場排水等の処理汚泥、製造業の製造工程で生じる泥状物、建設汚泥
③ 廃油	廃食用油、廃潤滑油、廃洗浄油、エンジンオイル、マシン油
④ 廃酸	廃硫酸、廃塩酸、廃硝酸等 pH2.0 を超える酸性廃液
⑤ 廃アルカリ	廃苛性ソーダ液、アンモニア廃液、金属せっけん廃液等 pH12.5 未満のアルカリ性廃液
⑥ 廃プラスチック類	発泡スチロール、ペットボトル、廃タイヤ、合成ゴム、ポリ容器、合成皮革、合成繊維、合成樹脂
⑦ ゴムくず	天然ゴム (合成ゴムは廃プラスチック類に分類)、生ゴム
⑧ 金属くず	空き缶、鉄鋼製品、刃物類、調理器具、スプレー缶、スクラップ、切削くず、ダライ粉、非鉄金属の研磨くず
⑨ ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	空きびん、耐熱ガラス、破損ガラス、コンクリートブロック等セメント製品、石膏ボード、モルタル、土器・陶器類 (「(11) がれき類」にかかげるものを除く。)
⑩ 鉱さい	鑄型の砂、スラグ、ボタ、不良鉱石、不良石炭、フラックスかす、高炉等の残さい、サンドブラスト廃砂
⑪ がれき類	工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリート破片、その他これらに類する不要物 (レンガ、瓦、アスファルト破片)
⑫ ばいじん	ばい煙発生施設等の集じん施設で集められたもの、電気集塵機捕集ダスト、バグフィルター捕集ダスト、サイクロン捕集ダスト等
⑬ 紙くず	建設業※1で生じる建材の包装紙などの紙くず、パルプ、紙または紙加工品の製造業、出版 (印刷出版) 業、製本業、印刷物加工業で生じる紙くず
⑭ 木くず	建設業※1で生じる木くず、木材または木製品の製造業、家具製造業、パルプ製造業で生じる木くず、貨物の流通で使用される木製パレット (パレットは業種の指定なし)
⑮ 繊維くず	建設業※1で生じる量などの繊維くず、衣服、その他の繊維製品以外の繊維工業で生じる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
⑯ 動植物性残さ	食品製造業※2、医薬品製造業、香料製造業等で原料として使用した魚・獣の骨、皮、内臓のあら、ポイルかす、こうじかす、酒かす、野菜・果物くず等
⑰ 動物系固形不要物	と畜場で処分した獣畜、食鳥処理場で処分した食鳥の固形状の不要物
⑱ 動物のふん尿	畜産農業 (ブリーダーを含む) から排出される牛、馬、豚、羊、にわとり等のふん尿
⑲ 動物の死体	畜産農業 (ブリーダーを含む) から排出される牛、馬、豚、羊、にわとり等の死体
⑳	①～⑱に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの (コンクリート固型化物など)

※1 工作物の新築、改築または除去に伴って生じたもの  
 ※2 個人消費者に直接販売するための製造を行う事業所および飲食店は食品製造業には該当しません。  
 特定の事業活動等以外から排出される廃棄物は、事業系一般廃棄物になります。